

令和6年3月25日

農地法第52条に基づく賃借料情報の提供

農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)が平成21年12月15日に施行されたことにより農地法が改正されました。それに伴い、今までの標準小作料は廃止されました。

そこで小鹿野町農業委員会では、令和6年3月25日開催の農業委員会総会において、過去の賃借データ等を基に算出しましたので、下記のとおり農地の賃借料情報の提供を行います。

小鹿野町の賃借料情報 令和6年3月総会承認 3月公表 (10aあたり)

市町村名	田の部	畠の部
	平均的賃借料	平均的賃借料
小鹿野町	8,000	6,000

※(町内では、昨年、賃貸借契約が結ばれた契約は僅かだったため、近隣市町の賃借料情報、従前の標準小作料も参考に算出。)

※この金額は目安です。実際に契約を締結しようとするときは、契約当事者間で十分に話し合って金額を決定してください。